

熊本県中小企業等グループ施設等復旧整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、「平成28年熊本地震」により甚大な被害を受けた地域において、中小企業等グループ又はその構成員が実施する施設等の復旧整備事業に要する経費について、当該補助事業者に対し予算の範囲内において中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、熊本県補助金等交付規則（昭和56年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「平成28年熊本地震」とは、平成28年4月14日以降に発生した熊本県を中心とする一連の地震活動をいう。

2 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号。）第2条第1項に規定する者をいう。

3 この要綱において「中小企業等グループ」とは、複数の中小企業者等から構成される集団をいう。

4 この補助金において「復興事業計画」とは、平成28年熊本地震に係る復興のために、中小企業等グループが実施する事業の計画をいう。

(交付の目的)

第3条 補助金は、平成28年熊本地震により甚大な被害を受けた地域において、中小企業等グループが、復興事業計画に基づき、産業活力の復活、被災地域の復興、コミュニティの再生、雇用の維持等に重要な役割を果たすと見込まれる場合において、その事業に要する経費の一部を補助することにより、平成28年熊本地震に係る被災地域の復旧及び復興を促進することを目的とする。

(交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる中小企業等グループ又はその構成員は、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業復興事業計画認定要綱（平成28年6月20日施行）第6条により復興事業計画の認定を受けた県内に事業所等を置く中小企業等グループ又はその構成員とする。

2 補助金の交付対象となる経費は、中小企業等グループ又はその構成員の施設又は設備であって、平成28年熊本地震により損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、中小企業等グループが復興事業計画に基づき事業を行うのに不可欠であり、かつ、原則として県内の施設及び設備の復旧・整備並びに商業機能の復旧促進のための事業に要する経費（以下「経費」という。）であって、知事が補助の対象としたものとする。

- 3 前項の経費には、復興事業計画の実施に不可欠な範囲で、施設及び設備を新たに整備等するための経費を加えることを妨げない。
- 4 前2項における交付対象経費については、別表のとおりとする。

(補助率等)

第5条 補助金の額は、前条に規定する経費の4分の3以内とする。

- 2 中小企業者以外の会社の施設又は設備の復旧・整備等に要する経費については、前項において「4分の3以内」とあるのは「2分の1以内」と読み替える。
- 3 前2項の補助金の上限額は、1事業者あたり15億円とする。

(交付申請)

第6条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

- 2 規則第3条第2項の添付書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 補助事業計画書

(2) その他知事が必要と認める書類

- 3 中小企業等グループ又はその構成員は、規則第3条第1項の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 4 次の各号のいずれかに該当する中小企業等グループ又はその構成員は、交付申請をすることができない。

(1) 暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）に規定する暴力団又は暴力団員等

(2) 県税に未納がある者

- 5 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長あて照会することができる。

(決定の通知)

第7条 規則第6条の規定による補助金等の交付決定の通知は、別記第2号様式により行うものとする。

- 2 知事は、補助金の交付の決定に当たって、前条第3項の規定により消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、消費税等仕入控除税額を減額して交付決定を行うものとする。
- 3 知事は、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない交付の申請がなさ

れたものについては、消費税等仕入控除税額について、第14条に規定する補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることができる。

(補助事業の内容等の変更)

第9条 規則第7条第1項の補助事業等の内容等の変更事由は、次の各号のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の減少額が30%を超える場合
- (2) 補助事業に要する経費の区分相互間(施設・設備)の30%を超える場合
- (3) 補助事業の内容に著しい変更が生じる場合

2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第3号様式によるものとする。

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業等の内容等の変更の決定通知は、補助金の交付決定額に変更が生じるときは変更交付決定通知書(別記第4号様式)により、補助金等の交付決定額に変更を生じないときは変更計画承認通知書(別記第5号様式)により行うものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第6号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、別記第7号様式による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 規則第11条の規定による状況報告は、別記第8号様式によるものとする。

(実績報告)

第13条 規則第13条の実績報告書は、別記第9号様式によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業実績書

(2) その他知事が必要と認める書類

- 3 第1項の実績報告書の提出は、補助事業が完了したとき又は第10条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月21日のいずれか早い期日までとする。ただし、知事が必要と認めるときは、改めて提出期限を定めることができる。
- 4 第1項の実績報告を行うに当たって、消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 5 補助事業実施期間内において県の会計年度が終了したときは、翌年度4月15日までに第1項に準ずる報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 規則第14条の補助金等の額の確定通知は、別記第10号様式によるものとする。

(補助金の請求等)

- 第15条 規則第16条第1項の請求書は、別記第11号様式によるものとする。
- 2 補助金の交付を概算払により受けようとするときは、前項の規定に関わらず、補助金概算払申請書(別記第12号様式)及び補助金概算払請求書(別記第13号様式)によるものとする。
 - 3 前2項の請求書には、知事が別に定める書類を添付しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第16条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第14号様式により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

- 第17条 規則第21条第2項に定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産とし、同項に規定する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(昭和53年通商産業省告示第360号)に準じるものとする。
- 2 規則第21条第2項に規定する知事の承認を受けようとするときは、別記第15号様式により知事に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。
 - 3 知事は、規則第21条第2項の規定に基づいて財産の処分を承認した場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めるときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に

納付させるものとする。

(その他必要な事項)

第18条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年6月20日から施行し、平成28年4月14日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年8月29日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年8月18日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に県に対しされている改正前の要綱第9条第1項の規定による変更申請は、平成29年8月18日に当該申請書を受理したものとみなして改正後の第9条第1項の規定を適用する。この場合において、同項第1号又は第2号に定める事由に該当しないときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

別 表

| 交付対象経費区分 | 内 容 |
|-----------------|--|
| 施 設 | 倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場、その他第3条の目的の範囲内で復興事業計画の実施に不可欠と認められる施設 |
| 設 備 | 復興事業に係る事業の用に供する設備であって、中小企業等グループの構成員の資産として計上するもの |
| 宿舎整備のための事業 | 宿舎及び備付けの設備に係る費用 |
| 商業機能の復旧促進のための事業 | 共同店舗の設置費、共同店舗及び街区の再配置に付随して行うコミュニティスペース、駐車場、アーケード、街路灯、防犯カメラ、路面舗装の整備費 |

○上記の施設及び設備の復旧又は整備並びに商業機能の復旧促進のための事業に要する経費には、施設・設備の原状回復のみならず、事業再開・継続、売上回復等に必要新分野需要開拓等の実施に係る取組（以下「新分野事業」という。）に要する経費も含む。また、宿舎整備のための事業については、新分野事業に資する場合に限る。なお、新分野事業に伴う復旧・整備等については、震災前に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額を補助上限とする。

○上記別表の補助対象経費には、資材・工事費、設備の調達や移転設置費、取壊し・撤去費、整地・排土費を含む。